

第 1 回本山町都市計画審議会議事録		
開催年月日	平成 29 年 3 月 7 日 (火)	
開催場所	本山町役場 2 階第一会議室	
開閉会日時	開会	平成 29 年 3 月 7 日 11 時 00 分
	閉会	平成 29 年 3 月 7 日 11 時 40 分
出席者	委員：大石哲雄、山下文一、山北修司、澤田紀夫、岩本誠生、 細川博司、坂田 章、長瀬美和 今西町長 事務局：川村建設課長、藤本課長補佐、右城建設班長	
議題	1. 本山町景観計画の変更について	

◆ 開 会

事務局：建設課 川村

ただいまより本山町都市計画審議会を開催いたします。

議事に入りますまでに進行を務めさせていただきます建設課長の川村と申します。

皆様のお手元に配布しています資料の確認ですが、ホッチキス止めをしています議案書ともう 1 冊が資料となっています。その他、1 枚もので出席者名簿と裏が配席図になっているもの。それと現在のホッチキス止めになっています本山町景観計画でございます。不足がある場合はお声かけをお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、委員就任依頼をいたしましたところ、快くご承諾いただきましてありがとうございます。事前のご依頼時に若干本審議会につきましてご説明をさせていただきましたが、この場をお借りいたしまして本審議会について説明をさせていただきます。

資料の 3 ページ目をお開きください。ここに都市計画法の抜粋を掲載しています。都市計画法第 77 条の 2 第 1 項におきまして、「市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に市町村都市計画審議会を置くことができる。」となっております。都市計画法に従って組織されている本山町都市計画審議会であることをまずご確認ください。次に、資料の 1 ページ目をお開きください。本山町都市計画審議会設置条例第 2 条では審議会の組織について記述をしています。学識経験のある方 4 名、町議会の議員様が 2 名、関係行政機関若しくは県の職員又は町の住民として 2 名の方を委嘱しています。この委員の選出につきましては、資料 4 ページ目に「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」がございしますが、第 3 条に基準が示されており、それに従って組織をさせていただきます。

これまで本町は都市計画審議会の設置義務がありませんでしたので組織してこなかった経

過がありますが、今回都市計画審議会にてご審議いただきたい事項がありますので、新たに設置条例を制定いたしました。都市計画は、都市の将来の姿を決めるものでありまして、土地に関する権利に相当な制限を加えるものでもあることから、各種の行政機関や住民の皆さんの利害を調整し、更には利害関係者の権利、利益を適正に保護するというものでございます。都市計画に定められている都市計画の制度を市町村が選択して決定していくのが基本となっておりますが、その際に都市計画法の規定による都市計画審議会の議を経なければならないこととされています。

都市計画審議会の役割と致しましては、町が決定する都市計画について調査審議する事。町長の諮問に依りて都市計画に関する事項において調査審議する事。都市計画に関する事項について関係行政機関に建議する事の役割がでございます。

以上が、本審議会についての説明でございました。

◆ 委嘱状交付

事務局：お手元の審議会委員名簿の最上段に記載されています本山町商工会長の大石哲雄様に代表して委嘱状の交付させていただきます。

大石哲雄様、前の方をお願いいたします。

大石哲雄様ありがとうございました。大石哲雄様以外の委員の皆さんにつきましては、大変恐縮ではございますが、お手元の委嘱状をご確認いただきますようお願いいたします。

◆ 町長挨拶

事務局：町長から本山町都市計画審議会委員の皆様方にご挨拶申し上げます。

町長：この度、都市計画審議会を設置いたしました。これは都市計画法に基づいて定めるものでございます。都市計画審議会は町が決定する都市計画について調査審議していただくという事と、町長の諮問に依りて都市計画に関する事項について調査審議していただくという事と、3つ目は都市計画に関する事項について関係行政機関に建議するという事が役割としてあげられています。町民の皆さんが暮らし続けていくうえでお互い住みよい地域になるようなまちづくりをする為に、土地の使い方、建物の建て方、公共施設の作り方、まちづくりの進め方について、都市計画法などに基づき相互の関係を考えながら新しいものづくりをしていくという事が言われています。今回、学識経験のある方々が4名、町議会議員が2名、関係行政機関若しくは県の職員又は町の住民2名が委員にお付きいただいております。それぞれ大変お忙しい方々でございますが、目的達成に向けてのご審議をよろしく申し上げます。なお、事務局は建設課が担当します。

事務局：町長は、この後所要がございますので退席いたします。

◆ 委員紹介

事務局：委員の皆様方の紹介をさせていただきます。お手元の出席者名簿をご覧ください。裏側には配席図も掲載しています。また、お席の前にはプレートを置いてありますので、ご確認ください。委員紹介に代えさせていただきます。

◆ 会長選任

事務局：会長の選任でございますが、資料4ページ目をお開きください。ここに都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令の抜粋を掲載しています。第四条で「審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定めるものとする。」となっています。この規定では選挙となっていますが、委員の皆様方がよろしければ学識経験のある方々による互選にて会長候補を選出して委員の方々にご承認いただく形を考えていますがいかがでしょうか。

－異議なし－

事務局：ご異議がないようですので、学識経験のある方々4名の方に集まっていただきまして会長候補を互選いただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

－山北委員を会長に互選－

事務局：学識経験のある方々から会長候補を互選いただきました。山北委員を本山町都市計画審議会会長に選任することについて委員の皆様のご意見をお受けいたします。

－異議なし－

事務局：ご意見がないようですので、互選いただきました山北委員を本山町都市計画審議会会長に選任することにご異議ございませんか。

－異議なし－

事務局：ご異議がないようですので、山北委員を本山町都市計画審議会会長に決定し、議事の方に入っていきたいと存じます。議事からの進行は大変恐れ入りますが会長の方でよろしくお願いいたします。

◆ 議 事

■ 第1号 本山町景観計画の変更について

会長：それでは議事に入ります。町長から諮問のありました、第1号の本山町景観計画の変更についてを議題と致します。事務局より提案をお願いします。

事務局：議案書について朗読させていただきます。28本政発第145号、平成29年2月24日、本山町都市計画審議会会長様、本山町長、本山町景観計画の変更について。このことについて、景観法第9条第2項及び同条第8項の規定により、本山町都市計画審議会の意見を聴く必要がありますので、別紙のとおり諮問します。

本山町景観計画につきましては、平成 26 年 10 月 1 日に施行をし、現在に至っていませんが、景観行政を進めるうえで景観計画の変更をする必要が生じたので、今回本山町都市計画審議会に町長から諮問をすることとなりました。

景観計画の策定手続から説明をさせていただきますが、資料 4 ページ目の景観法第 9 条第 2 項をご覧ください。「景観行政団体は景観計画を定めようとするときは、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ当該市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。」ことになっています。景観計画書の 15 ページ目にありますように、本町には「本山都市計画区域」が定められており、平成 26 年の景観計画策定時には、本山町都市計画審議会は設置されていませんでしたので、法の趣旨に基づきまして平成 26 年 1 月 21 日に開催されました第 135 回高知県都市計画審議会に、高知県知事から諮問をしたところ、諮問内容どおりに承認をいただいています。策定手続に戻りますが、良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民生活に密接に関係することから、最も住民に近い基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うべきという景観法の趣旨を踏まえ、景観法の第 7 条第 1 項の規定に基づき、本山町は平成 24 年 4 月 1 日に景観行政団体に移行し、同年 12 月 17 日には本山町景観条例を制定しています。

次に、景観行政団体及び景観計画について少し説明をさせていただきます。景観行政団体とは、景観行政を担う主体となるべき地方自治体の事を指し、市町村は、県と協議し、その同意を得ることにより、景観行政団体となることができます。また、景観計画とは、景観行政団体が景観行政を進めて行くための基本的な計画であり、必ず記載しなければならない項目として、景観計画区域や行為の制限に関する事項を、さらに、良好な景観の形成を推進していくため、景観計画において一体的に位置づけ、調和のとれた推進を図ることが有効と考えられる場合には、選択事項を記載することができます。

県内の市町村では、既に、中核市であります高知市、四万十川流域の 5 市町が景観行政団体に移行していますし、景観計画も策定しています。

それでは、本町の景観計画につきまして若干時間を取りまして説明をさせていただきます。本町はまちの魅力ある景観を町民共有の財産として、良好な景観を保全・活用していくことにより、町民一人ひとりが誇りと自信を持ち、心豊かで希望の持てるまちづくりの実現に寄与することを景観計画の目的としています。本計画の策定にあたりましては、委員 13 名で構成する本山町景観計画策定委員会を設立し、平成 24 年 1 月 18 日以降、全 6 回の会議を開催して、景観計画で定める内容について、詳細に検討してまいりました。その中で、景観計画に必須事項として定めます景観計画区域につきましては、5 つの河川流域を景観計画区域として設定しています。これは、本町の景観構成要素や景観重要公共施設候補が 5 つの河川流域に多く点在していることを考慮したうえで、景観計画区域として必要と判断したものです。

景観計画区域における行為の制限についてご説明いたします。本山町景観計画の29ページをお開きください。まず、生態系の保全につきましては、絶滅危惧種など重要な動植物の保全のため、振動・騒音・濁水等に配慮することとしています。景観の保全につきましては、裸地及び屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵物品の露出を抑制するなどの遮蔽措置を求めるとともに、石垣の保全や自然景観の保全、法面の緑化、緑地の保全に配慮することとしています。建築物等の高さにつきましては、高さ20mを超えないこととしていますし、色彩につきましては、マンセル値10未満とし、周辺の景観と調和するものであることとしています。なお、この票でのマンセル値とは、「彩度」を1～14までの数値で示され、数値が大きいほど鮮やかな色となります。建築物の意匠形態につきましては、勾配屋根を基本とし、適度な軒の出を持つように図るほか、外部の材料についても原則、和風感のある素材の使用を求めることにより、周辺の景観と調和することとしています。今回この「外部の材料は原則として和風感のある素材を使用し」という部分を削除するものでございます。景観行政を進めるうえで、「和風感のある素材」という部分がどのような素材をもって「和風感」というのかという疑問や、材質まで指定をして景観誘導をするまでに、まだまだ住民意識の向上がなされていない段階では、この点をもつての景観行政を推進することが難しい現状から、今の段階ではこの部分を削除することとさせていただきます。なかなか住民や事業者の方々の景観への意識の高揚がなされていない現段階では、外壁部分に限って素材を指定するまでには至らないというのが行政側の意見でございます。これから先、住民意識が高揚し、景観への関心が一生盛り上がってきた段階で、新たに規制誘導の内容を検討するのが良いのではないかと考えています。現段階においても、外壁の素材を指定しなくても、周辺の景観に調和した色で建物が建築をされて来れば、景観行政を進めるうえでは支障がないと考えていますので、この点につきましてご論議をいただければと思います。行為の規制等に関する事項位に戻りますが、6番目の稜線の分断をしない眺望景観や看板、広告板、自動販売機等の設置についての色彩も制限をしています。

つづきまして、34ページ。景観重要公共施設の整備に関する事項につきましては、現時点で景観形成に大きく影響する施設として、「吉野川流域区域」にあって、吉野川を横断する橋梁と景観重要公共施設の指定候補とすることとしていました。また、本町は野中兼山公とのかかわりが非常に深いことから、野中兼山公の遺構（昔の建築の残存物）で、市街地を流れる水路の本山上井・下井や行川流域の水田を潤している下関井を指定候補としています。この部分につきましては、関係機関との協議が整いましたので、今回の景観計画の変更におきまして、指定（案）から案を削除し、正式に指定という事に致したいと考えています。重要公共施設の整備に関する方針では、橋梁等の交通安全施設等の色彩及び形状は、景観計画に定める建造物に関する景観形成基準に準じ、周辺の景観と調和するように配慮することとしており、橋梁の整備を行う場合については、周辺における景観形成

を妨げないように配慮し、適切な緑化等に努めることにもしています。井につきましては、管理用道路の整備を図り、公共の場としてのアプローチのしやすさを確保するように努めるとしています。

最後に、景観の形成は長期に渡る永続的な取り組みが必要であることから、本町では振興計画の見直しと併せて、景観計画の基本方針に基づく取り組みを確認しながら必要に応じて見直しをしていくこととしています。この事項に従いまして、今回必要最小限の見直しをするものでございます。

ご審議内容は2点になります。議案書3ページになりますが。

1点目は、景観計画区域内における行為の制限の建築物の形態意匠の中で、建築物の外観について、外部の材料は原則として和風感のある素材を使用し、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものとする。という文言の中で「和風感のある素材を使用し」を削除するものでございます。変更理由としましては、和風感について表現が解りにくいことや、実態として色彩等は調和されており「和風感のある素材を使用し」の記述を削除しても景観の調和に支障はないと判断したものでございます。

2点目は、議案書4ページになります。景観重要公共施設の整備に関する事項のなかで、重要公共施設の指定(案)において、標題の重要公共施設(案)の「(案)」を削除するものでございます。変更理由としましては、重要公共施設の指定について、策定時点では(案)としていたが、正式に指定候補とすることとなったため(案)の記述を削除することとしたものでございます。

以上2点についての諮問でございます。

会長：それでは、諮問のございました2点につきまして、一括して審議をしてみたいです。委員の皆様方にご意見、ご質問をお受けいたします。

委員：担当課長から説明を受けた際に、構造部の形態意匠の中から云々の説明がありました。行政としてはということで前向きな発言がありましたので、町が取り扱う公共物・建造物について特別な物が、あるいはこれまで我々の認識を踏み越える内容の物があればと危惧をしておりました。その後段で対象物の案を除くという事で、吉野川による橋梁、それから3線の水路について具体的に対象物の指定がありましたので、私としては心配・危惧は払拭された思いがある。説明の範囲、それから議案に示された範囲では特に今の所反対する意向は持っていません。

委員：建築を専門にやってきた人間としては当たり前だと思う。勾配屋根を基本としという事が文章として気になる。勾配屋根もいろいろあるわけで、切妻とか木造の屋根をイメージしがちですが、勾配屋根と言っても勾配しているという事ではない。普通のビルでも勾配がある。気になったので発言をした。

事務局：勾配屋根につきましては、おっしゃる通り陸屋根でも若干の勾配が付いています。この

勾配を何度以上にするとかいう事も他の自治体でやっている所もります。景観行政を推進し広めていかなければならない所でございますが、まだまだ景観に対する住民意識が高揚していない段階では、あまり書き切ってやるべきではないだろうと、緩やかな規制でいこうとを景観計画の策定時に論議をされています。その事で言うと外壁の素材は緩やかにいこうという事であるにもかかわらず和風感があるものにしなさいという事になっていまして、この文については削除をするという事にしていますけれども、勾配屋根についても片勾配もあり切妻もあるということで、もう少し住民意識が高揚して景観に対する関心が大きくなれば、そういった規制をどういったものでやって行くかという事も検討していくのが一つの方法ではないかと考えます。他の自治体では、外壁は黒で統一している所、軒の出を何センチ以上と明確に規定をしている所まであります。けれどもそこまで本町はまだいっていないだろうという事で、緩やかに規制をして住民意識が高揚した段階で検討をしていきたいと考えています。

委員：例えばまちづくりをしていく時にやっぱり景観は切り離せない訳で、例えば栲原町ではこういう形でまちづくりをしていこうと、周辺の塀とかを木目の物でやろうとかいうふうに規制をしていく傾向がある。景観というイメージが周辺の景色だけをイメージされるので、住民の人たちは建築物まで及ぶという認識はまだない。そういうものはもっとPRしていかないと景観計画はしっくりこない。景観と言うと、どうしても自然的な景観をイメージする。建物をどうしていくかについてはまちづくりとの関わりもあるので、まちづくりとしてこういう本山町にしたいというビジョン的な物が定義をされることによって、景観と結び付けた考え方ができるのではないかと思うので、是非とも本山町も景観計画をもっとPRして住民に周知をするという事をしていただきたらと思う。

事務局：周知が十分でないので、今後検討をさせていただきます。

委員：諮問に対する審議会ですので、その分については前段発言させていただいた。意見として問いかけがありましたのでこれ以降のテーマになろうかと思うが、本町の景観、風景は、人の営みを含めて景観だというふうに認識をしている。景観の中で棚田の風景を遮る杉・檜の放置林であるとか、溪谷・川の流れの視線を遮る木であるとかいうもの、人の生活を妨げる竹林等について、具体的に手立てをする時期ではないか。生活環境であるとか、農業環境を保全するというだけでなく、景観を維持する切り口から総合的な対策を制度として設ける時期ではないかと常々思っている。初めてこの会が開かれたので、こちらの会でもそのような必要性について検討の一つに今後加えていただきたい。節に望みます。委員の皆さんにもご理解いただきたいと思ひますし、会長・事務局にはその点理解をしていただいて今後の運営をよろしくお願ひしたい。

事務局：委員の言われました具体的な手立てにつきましては、都市計画審議会ではなしに、景観審議会とか別の所で検討をしていただく事となりますので、充分意見も参考にさせていただきます。

だきたいと考えます。

委員：今後の景観をやっていく上での提案である。風景とマッチするような住宅などの景観を本山町はどのようなまちづくりをしていくかを基本として、町の花は桜ということがある。ソメイヨシノは病気もあり管理も大変という問題もあるので、病院に新しく植えた桜があるが、そういうものや山桜を今後は町全体で構わないところには地権者に了解を得て、花の町というシンボルでもある。家の側まで植林をしていた戦後の住民の意識であったが、最近では地域によっては桃を植えてまちづくりなどを行っている所もある。そういった計画をして住民に理解をしてもらう取り組みをして、景観やまちづくりをしていったらと思う所である。

会長：事務局はこのことについていかがですか。今後の取り組みとして。

事務局：おっしゃるように桜の問題で、ソメイヨシノは老木になり始め更新時期を迎えています。このことも検討しなければならないというふうに思いますので、桜の会等とも連携をして桜の苗木を植栽していくように検討していきたいと思います。

会長：意見がないようでしたらお諮りをしたいと思います。今後の取り組みにつきまして貴重な意見をいただきましてありがとうございます。

それでは、第1号「本山町景観計画の変更について」につきまして、原案のとおり答申することにご異議ございませんか。

－異議なし－

会長：異議なしと認めます。第1号「本山町景観計画の変更について」につきまして、原案のとおり答申することといたします。

本日、諮問のありました案件は、以上1件でございます。それでは、本日の審議につきましては、これで終了いたします。進行を事務局にお返しします。

◆ 閉 会

事務局：山北会長、進行をありがとうございました。

今後の予定について説明をいたします。都市計画審議会としては今後の予定は現在の所ございません。都市計画に関する事項で審議しなければならない事、諮問される事項がありましたら調査審議をお願いすることになりますが、その際はご案内をさせていただきます。